

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 2 回 滋賀県自動車・同附属品製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 10 日（火） 9 時 22 分～11 時 40 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 片山 聡 平井建志 労働者代表委員（定数 3 人） 池内正博 鈴木敏和 松井大介 使用者代表委員（定数 3 人） 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・労使各側委員の主張概要</p> <p><労働者側代表の主張></p> <p>自動車販売台数、生産台数ともに前年比 21% 増と増えている。 県内の産業の中でも自動車産業は、製品出荷額、付加価値額ともに第 2 位であり、主要産業である。 価格転嫁については、これから進んでいくと思われ、中小企業に対する支援も政府が予定している。 中小が減益であるのはわかるが、人への投資という意味でも賃上げが必要で、優秀な人材確保のためにも賃上げが必要。 基幹労働者の最低賃金が高卒初任給より低いのはおかしい。 申出した組合の協約額の最高額と現在の最賃額(自動車)との差額解消、連合春闘の妥結率、地賃との差額を参考に引き上げ額を提示する。</p> <p><使用者側代表の主張></p> <p>自動車産業が県内の主たる産業であることについては、異論はない。 地賃のような政策的な引上げではなく、業種ごとの状況の数的根拠に基づいて審議していきたい。 販売台数等が回復はしてはいるが、令和 3 年レベルである。 県内の自動車関連企業の決算状況は、メーカーは増収増益であるが、関連の中小企業は、増収減益である。大手は、為替益等で原材料費の高騰等の減益を相殺できるが、中小はそれができなくて、減益となる。 価格転嫁については 3 年前ぐらいからしているが、少しずつ良くなるのはいるが、まだまだ厳しい状況である。 賃上げをすべきであるということについては賛成であるが、その額が問題。 春闘は各企業の利益等を鑑みて、労使で妥結しているが、最賃はそう</p>

というわけにはいかない。

以上から、「賃金改定状況第4表」のBランク製造業の賃金上昇率及び経団連集計の中小企業受結結果の輸送用機器のアップ率を基に算出した金額を提示した。

- ・ 本日は労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。
- ・ 次回は、専門部会（第3回） 令和5年10月26日(木) 9:30～